



この1月に始まった通常国会で、政府は新たな「日本学術会議法」を制定しようとしています。新たな法案は、国の公的な機関として政府に対して独立して科学的助言を行ってきた日本学術会議を廃止し、政府による権力的な介入と統制が可能となる「特殊法人」に組織変更しようとするものです。

日本学術会議は、戦争に対する深い反省に立ち「我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」とし科学者の総意に基づいて設立された組織として、科学的な見地から、政府からの諮問への答申、政府への勧告、提言等を行って、日本の社会の福利と学術の進歩のために活動してきました。

気候変動危機の下で頻発する自然災害、コロナ禍で示された感染症の拡大、ウクライナやガザでの戦争、「失われた30年」と言われる日本社会の困難など、グローバルな視野で取り組み、克服していかななくてはならない課題は山積しています。政府から独立して、科学的な知見に基づいて提言を行う学術会議の役割はますます重要になっています。

しかし、2020年の菅義偉首相による6名の学術会議会員の「任命拒否」以降、政府は学術会議の独立性を無視して一方的に権力的介入を続け、特殊法人化の法案を今国会で通そうとしています。この特殊法人化は、内閣総理大臣任命の監事、外部委員による会員「選定助言委員会」、内閣府に設置される「評価委員会」等によって、学術会議の独立性を奪い、政府の御用機関に変質させるものです。

日本学術会議の「特殊法人」化に 反対する大署名運動

様々な団体が共同し展開中！

現在17000名！ 1日で7000名増！

3月上旬中間集約し内閣府へ提出

政府の横暴を阻止しよう！

「少数与党」となった政府が、短期間の形式的な国会の審議で、日本学術会議の組織改編を一方的に強行することは決して許されるものではありません。市民が声を上げ、国会の多数を占める野党が一致協力することで、「日本学術会議法案」は撤回させ廃案にすることができます。多くの方の署名の力を背景に、国会を動かし、法案を廃案にしていきたいと考えています。

この趣旨をご理解いただける方
はぜひ賛同署名をお願いいたします。
<https://chnng.it/h5SRtCDBDk>



呼びかけ団体（順不同）

- ・大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム
- ・学術会議会員の任命拒否理由の情報公開を求める弁護団
- ・立憲デモクラシーの会
- ・「稼げる大学」法の廃止を求める大学横断ネットワーク
- ・軍学共同反対連絡会
- ・学問と表現の自由を守る会
- ・安全保障関連法に反対する学者の会
- ・日本戦没学生記念会（わだつみ会）
- ・許すな！「日の丸・君が代」強制、止めよう！改憲・教育破壊 全国ネットワーク
- ・日本科学者会議
- ・大阪歴史教育者協議会
- ・教育科学研究会常任委員会

取扱い事務局：大学フォーラム事務局

**【速報】地学団体研究会全国運営委員会が2月10日、
日本学術会議法人化に強く反対する声明を発表**

《声明》

日本学術会議は真の独立性と自律性の確保を — 改革について訴える —

日本科学史学会会長 木本忠昭

2025年2月4日

昨年12月20日、政府設置の「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」は「世界最高のナショナルアカデミーを目指して」なる最終報告書（以下「報告書」）を出し、日本学術会議は、そのわずか2日後に臨時総会を開催、「報告書」の改革案に対して政府の財政支援があることを根拠にする肯定的意見と共に、独立性は不可欠で監事と評価委員の大臣任命は認められないという反対意見が出された。しかし、光石学術会議会長は、「報告書」改革案議論には「一定の意義がある。日本学術会議のこれまでの主張・・・点は反映されていない点もある」が、「今後法制化過程でさらなる検討の余地がある」とする会長談話を発表（22日、総会開催日）し、現在日本学術会議執行部は政府と法人化の協議を試みているとみられる。

日本科学史学会は、科学の歴史を研究し、また今後の科学の在り方や科学政策、科学と社会との関係にも強い関心をもつ多くの会員を有するところから、日本学術会議の歴史や、その在り方、そして現在の改革動向にも強い関心を持つものである。事実、日本学術会議は後述するように、戦後日本の科学の復興と発展に大きな影響を及ぼし、重大な役割を果たしてきた。その在り方次第によっては、今後も日本の科学の発展の仕方に大きな影響をもつと考えられる。

日本学術会議（以下「学術会議」）は、1984年までの会員直接選挙制から、翌1985年（第13期）からの学協会基盤の推薦選考制、2005年（第20期）からのコ・オプテーション（現会員による新会員の推薦と選考方式）と、2度の大きな改革を経て現在に至っているが、そのいずれの改革を通じて、共通して維持されてきたのが、政府からの独立性であった。2005年改革でも、法的には会員は首相任命となっているが、これは形式的なものであり、学術会議側が選出した会員候補を、学術会議の独立性を損なわないよう首相がそのまま任命することが、立法時に担当大臣からも繰り返し説明されている。

この独立性によって、日本学術会議は自律性を

もち、学問の自由をまもり、敗戦後の困難な社会状況の中からの平和的再建、共同研究施設の設置や、原子力平和利用の指針、大学改革関連の多くの提言、科学の軍事利用拒否、独自の科学者国際交流などで大きな役割を果たすことができた。だが、2020年に当時の菅政権が6人の会員候補に対して任命拒否を行い、これは重大事として国内外の研究者コミュニティから批判を浴びた。1000余りの学協会からの批判や任命要請の声明、法政大学・東京大学・一橋大学などの学長や大学関係機関・関係者の声明が発せられた。日本弁護士連合会と全国の殆どの弁護士会も声明を発した（芦名他『学問と政治』p9）。法学者からの反応も強かったのは、アカデミーの独立性は日本国憲法第23条が規定する「学問の自由」の最上位の段階を示すとの理解が一般的であるからである。

今回の「報告書」改革案は、表面的には独立性や自律性の重要性やコ・オプテーションの維持などを謳い、一見したところ、任命拒否で受けた各界からの批判や、学術会議の主張を考慮しているように見える。だが、詳細を確認するとそうとは言い切れない。むしろこの改革案が実施されれば、学術会議は大きく変質し、その結果は「報告書」の言う「世界最高のナショナルアカデミー」などからはほど遠い、時の政治に追随する行政的組織に成り下がるという懸念を強く持たざるを得ないのである。

学術会議が戦後一貫して維持してきた独立性と自律性を捨てかねない重大な問題を提示されて僅か2日の期間で十分な検討が学術会議総体でなされたものか懸念せざるをえない。

「報告書」改革案の大きな問題点は次のような点にある。まず、活動的には「ボトムアップ」の活動を排し、中期目標を定めさせ、その運営の評価と監査を行う委員を学術会議の外部から政府が任命する（監事は首相任命、評価委員会は大臣任命。いずれも法定。）という仕組みである。これを「報告書」改革案は、国が財政支援を行う以上合理性があるとするが、このような仕組みは、明らかに学術会議の活動の独立性を脅かすものであり、多

くの地方国立大学を貧困状態に追い込んだ大学独立法人化政策を彷彿とさせるものがある。大学の自治・大学の自由の強化を標榜した大学独立法人化は、中期計画を立てさせる仕組みでより政府の意に沿いやすく、政府の大学格差政策と相俟って今日地方大学は無残な貧困状態にあり、総体として日本の大学水準は落ち込んだ。

同様に、今回の学術会議改革案でも立案させられる中期的な活動方針が、予算請求の根拠及び評価・監査の基準となり、「運営助言委員会及び評価委員会の意見を聴くことが担保される」仕組みによって、学術会議の活動は政府のコントロール下に置かれ、その自律性は損なわれるという危惧は払拭することはできない。そのような学術会議の活動からは、短期的な政治的経済的政策の制約から免れ、長期的人類史的視点に立った客観的な分析という科学者独自の特性を発揮することはできない。

改革案のもう一つの大きな問題点は、会員選出方法の大幅な変更である。改革案によれば、会員選考方針は、外部意見を聴くことが法定で担保されるとある。というのも、会長任命ではあるが会員以外の委員を含む選考助言委員会を設ける仕組みだからである。この外部意見は相当強力な（作用機序）しかけ・からくりとなろう。つまりは、外部意見を強く反映する選考方針によって現行の学術中心の選考基準は「特別な選考方法で very best の観点からオープンかつ慎重に幅広く」（第 15 回日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会配布資料 10、令和 6 年 12 月 18 日）という政府の意を汲んだ、特定課題を志向する「ミッション型の選考」を行うという。

2026年に立ち上がる法人化された日本学術会議には、誰が選ぶ主体となるのかは最終報告書には明示されていないが、新規増員の会員だけでなく全領域の全体の会員をこの方針で選び、このプロセスを経ない会員は、残存任期は残れるものの、「爾後の会員選考に係るコ・オペレーションには参加しない」（「報告書」p.19）とする。つまり、新生の法人化設立時における何らかのスクリーニングを経ない会員には次期会員選考に関与させないという方針がはっきりと表明されている。このような選考が実施されれば、法人化自体が一部の会員を実質上任命拒否に等しい状態に追い込むために利用されかねない。こうして、政府は2020年までは憲法や学術会議関連法を無視して新期会員の任命を個別的に干渉しようとしていたのが、

今や個々の会員を個別に任命拒否をするのではなく会員全体を選び直し、学術会議を総体的に変質させようというのが今回の改革案の究極の狙いであることが明らかとなろう。さらに、現行のコ・オペレーション制度には散々文句を言いながら、外部意見を入れた選考方針でスクリーニングされたあとの新期二期目以降の会員選考をコ・オペレーションで行うことには問題はないと理由もなく言う。ここには会員をスクリーニングするという意図が露骨に示されている。

こうして、リセットされた学術会議は、その表面的な主張とは裏腹に、これまで学術会議が大事にしてきた独立性と自律性を大きく損なって、例えば「総合科学技術・イノベーション会議」の下請的機関に成り下がるのではないかという懸念を強く持たざるを得ない。これでは、とても世界最高のナショナルアカデミーにはなりえないであろう。

人類史的視野からの科学の発展、社会福祉・環境・人間尊重の立場からの科学と社会との相互関係の構築に寄与しうるナショナルアカデミーを創るには、「報告書」改革案のような見せかけではなく、真の独立性と自律性をもつ科学者組織が求められることを直視するよう、強く訴えるものである。

過去には、政治からの独立や自律性の不十分さから、いわゆる「原子カムラ」や原子力「安全神話」、そして新型コロナウイルス対策でも、科学者の関与形態など科学者の倫理問題が問われる歴史を経験したことも忘れるわけにはいかない。科学が短期的視野の政治に負ければ、感染者の増加の一因にもなり、国民被害は増大しかねない。今後、大地震の到来や激化する気候変動等のなかで科学と政治の問題はますます密接に、かつ深刻になることが考えられる。科学組織が独立性を保ちながら適切な助言機能を持つか、政治の婢になる形で奉仕するかは、大きな分かれ道である。政治的に左右され続けられれば、科学研究に不可欠な自由で多様な、批判的な意見を排除しかねず、それは中長期的に見れば社会的に有意義な助言ができないばかりか、科学自身の発展をも制約することになる。科学は日本の人びとはもとより全人類のためにあることを今こそ銘記しなければならない。過去の失敗の歴史を繰り返さないためにも、時の政治に左右されず自律的な活動を展開し、日本社会と世界に寄与しうる学術会議であることを強く望むものである。

（注：本声明は日本科学史学会全体委員会の意を受けたものである）

日本学術会議の変質を狙う有識者懇談会「最終報告書」

立命館大学名誉教授 兵藤友博

今年の通常国会に日本学術会議「法人化」法案が上程される可能性が高い。この法案が可決されれば、同会議が75年保持してきた独立性・自律性が毀損され、日本の学術体制は取り返しの付かない事態を迎えることになる。

学術会議の法人化によって制度改編によって引き起こされる問題について、これまでに本ニュースレターをはじめとしてさまざま指摘されている。以下では、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」の昨年末まとめられた「最終報告書」の理念的内容と察せられる記載を取り上げ、何を言わんとしているか、その問題性を中心に検討する。

1) 「最終報告書」のタイトルは適正なのか

有識者懇談会の「最終報告書」のタイトルは「世界最高のナショナルアカデミーを目指して」となっている。懇談会の議事録には「法人化によってより良い役割発揮が達成されて、国民の理解と支持を得ながら伸びやかに発展していく、そういう学術会議の輝かしい未来の姿が感じられるようなタイトルにしたいということです。これで成功しているかどうかは分かりませんが」と記され、「志として高いことが書かれている」との賛同の意見も記されている。しかし、学術会議「改革」をめぐる、この4年間のCSTI有識者議員懇談会による「日本学術会議の在り方に関する政策討議」、ならびに前記「有識者懇談会」の議論は、日本学術会議の意とは行き違ったままで、成功しているとは言い難い。

「より良い役割発揮」は最終報告書に散見されるが、これは学術会議が2021年春の総会で発した報告書のタイトルのキーワードで、学術会議としての客観評価からの表現である。これに対して「最終報告書」の「世界最高のナショナルアカデミー」は他者との相対評価の表現である。それにしても、何をもち「世界最高」というのだろうか、「世界最高」などという相対的優位を示す表現は、真理性と国際性、多様性を旨とする学術の世界にはなじまない。

2) 「あるものの探求」と「あるべきものの探求」が企図すること

さて、「最終報告書」の「使命・目的等」の冒頭の項に、「国から独立した組織として発展していく学術会議の将来を展望するとき、学術会議には、狭義の『科学』にとどまらず、『あるものの探求』と『あるべきものの探求』を両輪としつつ、哲学や倫理などの視点も交えて学術の在り方を問い直し、学術の方向性や社会との関係も含めてその統合を志向するような俯瞰的な議論」が求められるとある。ちなみに、ここでの「国から独立」というのはいわゆる独立性のことを指しているのではなく、法人化によって国（政府）の機関ではなくなることを指している。

「社会のための科学」の強調

ところで、上記の「『あるものの探求』と『あるべきものの探求』を両輪としつつ、哲学や倫理などの視点も交えて…その統合を志向するような俯瞰的な議論」とはどういったことなのか。調べてみたところ、有識者懇談会の岸輝雄座長（当時、独立行政法人物質材料研究機構・理事長）がメンバーの一員であった日本学術会議「科学者コミュニティと知の統合委員会」の対外報告「提言：知の統一—社会のための科学に向けて」（2007.3.22）に、「あるもの」「あるべき」は、「存在」「当為」に対応し、前者は「認識科学」、後者は「設計科学」によって探究されるとの趣旨が記されている。

この対外報告には、当時の学術会議においてこうした理解は「ほぼ定着して」と評している。この時期は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（2005.1.28）が提示され、「社会貢献の役割を、言わば大学の『第三の使命』としてとらえていくべき時代」と記した。次いで第3期科学技術基本計画（2006-2010年度；2006.3.28閣議決定）が提示され、「イノベーター日本」なるキャッチフレーズでイノベーション政策がとられ、社会のための科学が強調された時期である。言ってみれば、対外報告の「あるもの」「あるべき」、「存在」「当為」、「認識科学」に対して「設計科学」は、イノベーション政策を問題意識としたものである。前記の対外報告には次のようなフレーズが散見される。参考に以下に示す。

「従来の学問論の底流にあった『社会のための

学術』がより具体的な『イノベーションの達成』として提示されたことを踏まえ、これまでの議論のプロセスに共通する根本的な課題である『知の統合』に焦点を絞り、具体的な提言に結びつけることを目標として議論を積み重ねた。」

「社会や産業にイノベーションをもたらすことを目指した研究開発では、基礎研究の成果を応用につなぐことが必要であるが、言い換えれば『あるものを探究』する認識科学と『あるべきものを探究』する設計科学の協同が必要となる。」

society の意味とは

実は、それに先だって日本学術会議の「学術の在り方常置委員会」が、「学術の社会的貢献」を課題意識とした、報告「新しい学術の在り方—真の science for society を求めて—」(2005.8.29) をまとめている。そこには「科学者は何よりも『普遍的人類価値』—さらには『地球上の生体系全体の価値』—や『科学的真理』を追究するものであり、時に『国益』と『普遍的人類価値』や『科学的真理』とは相容れない場合も存在する……science for society における society は、狭く一国のことではなく、人類全体の society の意味に解さねばならない」との意が記されている。

前者「科学者コミュニティと知の統合委員会」では「あるべき」という社会的効果を意識した科学の在り方を強調されているのに対して、後者「学術の在り方常置委員会」では一国ではなく人類全体なのだという社会の枠組みをどう捉えるかにあるとの見地が指摘されている。上述で紹介した報告はかれこれ 20 年近くなるが、学術をめぐる今日の基本的な問題の在りかを示している。

学術と社会の関係をどう考えるか

「最終報告書」には、日本学術会議は「法人化」によって「新たな学術会議」に生まれ変わるのだとの方向性が示されている。これは筆者の仮説的な推測ではあるが、学術会議は「あるものの探求」と「あるべきものの探求」との連携促進によって、後述するような「社会のための科学」という科学の使命を果たすことにあるというのだろう。

それにしても、この整理はどう学術とその社会との関係を包摂しているのだろうか。たとえば、2023 年 12 月 18 日の有識者懇談会の「中間報告」には、1999 年のブダペスト宣言「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」(ユネスコと国際科学会議の共催)に関わって次のような趣旨のことが記されている。

「Science for Science は『知識のための科学』を意味すると考えられる。しかし、ブダペスト宣言は、その表題にあるように、科学と科学知識の『利用』に関する宣言であり、科学の使命を述べているわけではない。むしろ本懇談会では、ブダペスト宣言の掲げる『社会における科学と社会のための科学』をどのように推進するかについて、学術会議がより積極的な役割を果たすべきという意見が多く聞かれた。」

ここには、科学と科学知識の利用ではなく科学の使命なのだとの見地が示され、同宣言の「社会における科学と社会のための科学」を推進することが学術会議の役割として整理されている。そして、この役割の整理に関わって、2024 年 7 月 29 日の有識者懇談会の「これまでの議論と今後の検討(未定稿)」において、先に紹介した「最終報告書」の記載に通ずる、「Science for science (あるものの探求)、Science for society (あるべきものの探求)を両輪とし、その統合を志向する俯瞰的な議論」をするとのフレーズが登場する。

はたして懇談会の議論は整合しているのだろうか

というのもブダペスト宣言が引き合いにされているが、いささかブダペスト宣言の内容の理解が表層に陥って矮小化されている感がある。懇談会では、「知識のための科学」、「社会のための科学」のフレーズが注目されているが、実は通常論点としてあげられている柱立ては、「知識のための科学：進歩のための知識」、「平和のための科学」、「発展のための科学」、「社会における科学と社会のための科学」である。しかも、これらの論点が包摂している内容は知識や科学、進歩、平和、発展、社会のカテゴリーにとどまらない見地を内包している。にもかかわらず、「最終報告書」は「知識のための科学」と「社会のための科学」を抜き出し、「あるものの探求」と「あるべきものの探求」の二つに焦点化する。

3) 日本学術会議「改編」への焦点化と学術への政治介入

安倍政権下の第 5 期科学技術基本計画(2016~2020 年度)以降、それ以前の基本計画にはなかったが、基本計画の中に日本学術会議の役割が書き込まれるようになった。日本学術会議は、総合科学技術・イノベーション会議と連携して、「科学技術イノベーションに関連する様々な制度の改革や

整備の調整等についてスピード感を持って推進する」、上述までの文脈に即して言えば、認識科学を束ね、設計科学としての「政策のための科学」を政府省庁と連携することといえよう。そして、2021年3月26日閣議決定の第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021～2025年度）では、「日本学術会議に関する我が国の科学者の代表機関としてより良い役割を発揮するための今後の具体的な改革の進捗を踏まえた上で、日本学術会議に求められる役割等に応じた新たな連携関係を構築する」のだと、組織制度における改編を狙った記載へと転じている。

すでにその前年2020年12月9日の例の自由民主党政務調査会・内閣第2部会・政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討PT「日本学術会議の改革に向けた提言」には、日本学術会議の設置形態について「独立した法人格を有する組織とすべきである」が示されており、第6期基本計画の「新たな連携関係」の構築は、この自由民主党のPTの提言を反映したものである。

というのも、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」設置に際して、その趣旨として「日本学術会議が、学術の進歩に寄与するとともに、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点から、『経済財政運営と改革の基本方針2023』（令和5年6月16日閣議決定）を踏まえ、

日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討するため」としている。ここには「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえてとされている。

有識者懇談会は手順を踏んで「法人化」を提言しているというのだろうが、これ自体も内閣総理大臣を議長とする経済財政諮問会議の施策の方向性に沿い、基本的に自由民主党のPTの提言内容を取り込んだものである。前述のように、これは政府・政権党にとって都合のよい組織へと変質させるものである。これを学術への政治介入と言わないで何を政治介入というのだろうか。

こうして見てくると、「最終報告書」にある「あるものの探求」と「あるべきものの探求」は、哲学風の印象を放っているが、「科学の使命」を対比的二分法に集束させた「法人化ありき」のポリティカルなレトリック的表現といえよう。「最終報告書」は日本の学術体制の要となる日本学術会議が法人化によって変質し大変な事態が到来することの畏れをしらない危険な議論である。

（注）日本学術会議は、総合的な提言として「日本の展望—学術からの提言2010」や「未来からの問い—日本学術会議100年を構想する」（2020）などを発している。

（本ニュースレター91号に兵藤友博「学術体制『国策化』の危険性」を掲載しています。）

こんな議論によって学術会議が潰されて良いのか

最後の「有識者懇談会」（12月18日）の議事要旨から

小寺 隆幸

戦後憲法体制の一環として制定された日本学術会議法の廃止が実現してしまえば歴史を画する事態となる。だが有識者懇談会委員は、このことが日本の学術に、そして社会に及ぼす影響に責任を負う覚悟をもって最終報告書を承認したのだろうか。

だが、1年半15回の有識者懇談会の議事要旨を見れば、懇談会の議論は基本的に内閣府笹川室長のシナリオ通りに進み、有識者委員はその掌で動いていたと言わざるをえない。本当に今後の日本の学術のあり方を自分たちが決めるといふ緊張感と覚悟があれば、あらゆることを不問に伏すことなく納得いくまで徹底して議論したはずである。しかし第1回会議で任命拒否を問う発言があったが、笹川室長によりすぐ封じられ、その後誰一人口に出すものはいなかった。任命拒否は正しかったという政府を問うこ

となく、つまり政府と学術の関係はどうあるべきかという根本を棚上げして、法人化すれば独立性が強まるという表面的な議論に終始してきた。だから政府による介入の仕掛けも容認してしまうのである。

有識者懇談会でどのような議論がなされたのかについては、本ニュースでもたびたび紹介してきた。特に89号では学術会議の意見を無視する懇談会委員の姿を、90号では学術会議側が毅然とした姿勢を貫く様子を紹介してきた。（ニュースは連絡会HPに掲載）

本稿では最後の懇談会の議事要旨から、懇談会で議論していないことを内閣府室長が最終報告に書き加え、それに誰も意を唱えなかったことを明らかにする。あわせて学術会議執行部の最後の発言も記録しておく。（議事要旨全文は下記に。文中の波線は筆者）

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/20241218gjjiroku.pdf>

1. 笹川室長による最終報告書の提案から一部

① 研究セキュリティをめぐる学術会議の取り組みを、懇談会で議論せずに内閣府が国家の視点で挿入

「『研究セキュリティは』とあるところですが、ここは実は学協会との関係をはじめとして、科学者の代表機関、そのネットワーク構築とか、その辺りは今まであまり議論してきませんでした。重要な役割なので、最後に少し御議論いただければと思ひ論点提起のつもりで書いてみました。」 p.4

議論していないことを勝手に報告書に書き込み、議論せずに通すという手口は中間報告でもなされた。新学術会議の選考を特別な方法で行うという大きな問題がこの手口で導入されたのである（本ニュースレター84号 p.6）。今回も上記について誰も発言しなかった。結局報告書は内閣府の作文なのである。

しかも「研究セキュリティ」は、政府が新学術会議を動かして、大学などに貫徹したい大きなテーマと考えられる。それは「国家、軍隊、非国家主体、組織犯罪活動によるアイデア、研究成果、知的財産のあからさまな窃取、ならびに経済、戦略、または国家安全保障面で悪影響をもたらすその他の活動および行為」（2022年「研究セキュリティと研究インテグリティに関するG7共通の価値観と原則」）から守ることであり、この間経済安保法施行に伴い、大学などはさまざまな対応を現に迫られている。

そこで内閣府が勝手に書き加えた文章は「研究セキュリティについては、…我が国の研究者が安心して研究に取り組める環境を整備し我が国の研究力強化等に資することは、まさに喫緊の課題であり、我が国の研究者を代表する機関である学術会議に対しては、精力的な取組を率先して進めるよう強く望むところである。」（最終報告書 p.10）

学術会議は国益を守るために努力しろと言わんばかりだ。

だが学術会議はこの間「研究インテグリティ」の問題としてより本質的にとらえ、こう提起してきた。

「研究活動のオープン化と国際化が研究発展の重要な基盤であることを認識した上で、研究対象や手法、成果の質的变化を踏まえ、科学者コミュニティに関わる様々なステークホルダーから、特に政治的、国際的問題から学問の自由を守り、研究の自律性を確保する点にある。その際に、リスクゼロを目指すのではなく、内在するリスクを適切に管理することが重要となる。また、そのための取組の過度な強化や研究現場の自主規制・自粛等の過度の対応により、本来、基礎研究で重要とされている研究活動のオープン化、国際化を損なわないようにすることが重要である。」（見解 研究活動のオープン化、国際化が進む中での科学者コミュニティの課題と対応－研究インテグリティの観点から」 23.9.21）

内閣府はこの問題を懇談会で議論すれば国家主義剥き出しの案が通らなくなると考え、議論もせずにこっそり書き込むことにしたのだろう。それに抗議せず容認する有識者とはいったい何かが問われる。

② 発足時の会員選考について

「なぜ特別な選考の仕方をしないといけないか。ミッションが拡大するという話をしてきましたが、よく考えてみるとそれだけではない。対象となる会員の分野が広がるとか、ダイバーシティを踏まえて会員の多様性が広がる、場合によってはすごい元会員が入ってくる、例えばノーベル賞を取った方ということになると、現会員だけで選ぶというのは必ずしもうまくいかないのではないか。研究業績の精査だけであればいいのかもしれませんが、そういった広がりを見るとセットアップとしてはいかがなものか、そういった観点も付け加えています。」 P.6

中間報告で議論せずに決めたもののその後も学術会議の反対は固い。そこで、後付的に様々な理由を会議の都度こじつけてきた。このような子供騙しの理由をつけてでも、学術の代表者を学術の枠内で選ぶことをなんとしてでも阻止したいのである。このようにこじつけに怒らない有識者にも呆れる。結局最終報告には原案通りこう記された。

「新分野・融合分野への対応、ダイバーシティを踏まえた会員の多様性の拡大、極めて卓越した研究・業績を有する元会員の再任など、具体的な選考方法としては、現会員だけによる候補者の研究・業績の卓越性の精査では必要十分な選考を行うことは難しいと考えられる。このため、大幅な見直しを行った平成17年制度改正時を参考にして、現会員だけによるコ・オペレーションではなく、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考する方法により行うことが適当である。」（最終報告 p.15）

だが2023年のコ・オペレーションによる選考でも、学術会議は多くの学協会・研究機関・企業からの推薦を受けて選考し、ダイバーシティも考慮している。それでは「必要十分な選考を行うことは難しい」という根拠はなんら示されていない。

なおH17年改革では、それまでの学協会推薦方式からコ・オペレーションという全く異なる方式に切り替えるために、総合科学技術会議(現 CSTI)と学士院会長と学術会議会長が協議し、特別選考委員会を作った。今回は同じコ・オペレーションでなんら問題はないはずである。それでも固執するのは、2020年にコ・オペレーションで選ばれた6名を政府が容認できなかったからであろう。ネット右翼が「学術会議は左翼だ」と罵詈雑言を浴びせるが、内閣府も学術会議の現会員を色眼鏡で見て、新規選考に関わらせないようにするのだろうか。

そして首相直轄の CSTI の力は強大で、政府や財

界の意に沿う人を特別選考委員に送り込むことは容易い。こうして新たな学術会議に政府の意に沿い動く人を送りこみ、軍事研究反対などと言えない土壌を一旦作れば、あとは掌のうで動くだけとなる。

なおそこで示された資料 10「特別な選考方法について」の B 案『選考委員会は内閣府に置く』をとりさげ A 案『選考委員会は学術会議に置く』になるとしても本質的に変わるものではない。しかもこの資料では「設立委員は選考委員の選定結果に基づき会員を選定する」と記されているが、設立委員とはどういう人か、誰が選ぶのかなども不明である。しかし法制化されれば、政府は現学術会議に構うことなく、新学術会議設立委員会を立ち上げるだろう。

③財政基盤の多様化

「学術会議は、国民から負託された使命・目的に沿って自律的に活動・運営していく、政府はそれに対して必要な財政的支援を行う、そういったことを懇談会として強く希望する。学術会議においても、自律性の拡大、独立性の向上という法人化の趣旨を踏まえて、したがって、何をしても勝手だという話ではなく、当然自由や自律性には責任なり厳しさがついて回るわけですから、財政基盤の多様化についても、お金の問題としてだけでなく、活動の活性化とかクオリティ向上といったメリットもあるのだという観点からも捉えて、予算増額のために現実的な可能性や選択肢を考えてチャレンジしてほしい。」 p.7

最終報告では「懇談会としては、ナショナルアカデミーの重要性に鑑み、国民から負託された使命・目的に沿って自律的に活動・運営する学術会議に対して政府が必要な財政的支援を行うことを強く希望するとともに、学術会議においても、独立性・自律性の拡大という今般の改革の趣旨（法人化の趣旨）を適切に認識し、予算増額のための現実的な可能性や選択肢を拡大するとともに、活動の活性化やクオリティの向上という観点からも、財政基盤の多様化に向けた取組を進めるよう要請したい。」（最終報告 p.21）

ここでは政府や企業から諮問を受け、答申を行うことはただ代価を得るためではなく、諮問についての議論を通して政府や企業の問題意識や課題を共有することが学術自体の質を向上させるという考えが色濃く出ている。もちろんそういうこともありうるが、しかしそれは企業や政府の枠組みや時間軸に同調することではないはずだ。それを踏まえつつ、なおかつ一企業の利益や国益を超えた人類的価値を追求すること、その中で企業益や国益も相対化していくことが学術の使命ではないか。

一例をあげよう。学術会議は 2012 年に原子力委員会の質問に対する「回答 高レベル放射性廃棄物の処分について」を出した。原子力政策自体への国民的合意が欠如したまま最終処分地選定が先行する国

の地層処分計画自体を根本的に見直し、ある時点で原発から撤退し廃棄物総量を確定した上で、放射線量減衰と新技術開発を待つため数十年から数百年地上で暫定保管することを提言した。だが政権は無視した。政権が学術に求めているのは根本的な問題の切開ではなく、「時間軸や問題意識を共有」した政策提言なのである。（「地平」25 年 3 月号の拙稿参照）

2. 議論

その後の議論の中で、学術会議の諸活動をどう捉え、その経費をどこまでを国が支援するかについて、内閣府の原案に異論が相次ぎ、全面修正に追い込まれた。その議論自体には意味があったが、問題は学術会議の活動と予算に関わる重大な点であるにもかかわらず、これまで十分議論もされず、さらに最終報告の文面を懇談会として確認することもなく座長・室長一任となったことである。最終報告書では「(A)国からの財政的支援の内容としては、①経常的な活動・運営（人件費、広報経費、庁舎管理経費など）②学術自身の価値を目的とする活動（学術の在り方・社会との関係や基本原理に係るもの、研究基盤・研究環境の整備など学問・学術のインフラに相当する活動など）③学術の用途を目的とする活動（喫緊の社会課題への対応）④政府等への学術的知見の提供（国からの審議依頼等）などが考えられ、このほかに(B)外部資金による自主的な活動のための経費の獲得に努めていくこと」とされた。（最終報告 p.22）このように学術会議の活動をどう捉え、どこに国が支援するのかという根幹に関わる問題も有識者懇が責任を持って決めたわけではない。なお国が出す金額は一切示されていない。これまでも室長は繰り返し、予算は毎年政府が決める、いくら出すとは言えないと語っていた。法人化されれば国からの資金が増えるわけではない。

3. 日比谷副会長の発言 p20-22

議論の後半に日比谷副会長が発言した。（以下全文）「最初に、前回の有識者懇談会の最後で、過剰な片仮名語の使用は何とかしてほしいということと、横文字の「very best」はいかがなものかと申し上げましたところ、どちらもなくなっておりまして、特に「very best」が一掃されたことは誠にありがたく思っております。御対応には本当に感謝申し上げます。

本日、笹川さんから御説明をいただきましたけれども、報告書案の記載の内容について、学術会議として 5 点意見を申し上げたいと思います。

1 点目は、今、資料 1 は、「1 使命・目的」で始まっていますが、この前に前文のようなものがつくのですよね。それはこれからお書きになる、あるいは準備中だと思っておりますけれども、懇談会でいろいろな検討が加えられてきた、その第一の目的は、笹川さんの御説明の中にもありましたけれども、日本学

術会議のより良い役割発揮のための機能強化にあった。私どもはそのつもりでずっと議論に参加してまいりました。報告書のタイトルはもうちょっといいのがないかなというお話もありましたけれども、このタイトルは私どもの考えを踏まえてつけてくださったものと思いますので、これにも感謝しておりますけれども、ぜひ報告書の前文、冒頭部分で、より良い役割発揮のための機能強化を踏まえて懇談会で議論を行い、報告書が作成されたということを明確に記載をお願いできればと思います。

2点目は、今日も何回か議論になりましたけれども、政策のための科学についての記述、ここはもう少し議論が必要なのではないかなという感じを持っておりますので、記載ぶりには御配慮をいただければと思います。それから、12ページの「選考助言委員会」のところですが、これにつきましては学術会議からも再三意見を述べてまいりましたので繰り返しませんけれども、13ページの上から4つ目の○のところ、「現在でもさまざまな外部団体などから意見を聴いているから法定する必要はないという意見もある」と書かれているのですが、学術会議では、ほかのところに記載がございますけれども、法定すべき事項は最小限にとどめることが望ましいという基本を申し上げ、それにのっとった上で意見を申し上げてきましたので、この辺りの書き方については私どもの主張を丁寧に書いてくださればありがたいと思います。

4点目は財政基盤の話で、ここは実はもっとお話ししたいと思っていたのですが、本日も大半の委員から、前回話題になりました分類についてこういうのもあるのではないかといろいろ御意見が出ましたので、もう申し上げませんが、あの分類が全てではなくて、いろいろな考え方もあれば、分類の仕方もあるかと思いますので、懇談会で十分に議論を重ねたという項目ではない。今日の議論を反映することになるのかと思いますが、その点についてもお願いしたいと思います。

最後は、もちろん監事についてです。前回、総会もまた任命に関与すべきであるということを会長から発言をいたしまして、それを入れてくださったことは大変ありがたいと思いますけれども、25ページの一番上の○で、下から4行目くらいに「意見があったが」との記載があり、そこはありがたかったのですが、残りの4行弱では、結果的には、しかしこっちが適当であると、私どもの取りまとめや考えを否定する取りまとめになってしまったことは学術会議としては残念に思っていることは、やはりここで申し上げておかなければならないと思います。本日、久間委員から新たな御提案もありましたので、またいろいろ議論がこれから続いていくのかなと思います

けれども、改めて、最初の段階から、このたびの改革は何のためにするのかと。それは、学術会議の自律性・独立性を徹底するための法人化であると言われてきました。そうであるならば、法律が定める学術会議の使命・目的に沿った運営を行う責任は、何よりも会員そのものが負っているものですし、それは総会を通じて具現されると考えております。仮に、使命や目的に沿わないお金の使われ方をしているとか、あるいは会長などが逸脱した運営や行動を行っているという場合は、まず、会員の間で自律的にこのようなことは問題であるといったただされるべき事柄であり、その機能の象徴あるいは要である監事の選任にはやはり総会が関与できないものだろうかと考えておりますので、改めてこの点については指摘しておきたいと思っております。学術会議からの要望と申しますか、記載事項についてのコメントは以上です。」

最終報告書では、原案の25ページの記述の文の順番を変えただけで内容は変わらなかった。

「監事が、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持することは重要であるが、何よりもこのような監事の役割や実態をよく踏まえた議論が必要だと思われる。我が国の法制度全体から考えると、法律により使命・目的を負託された学術会議については国がその責任において業務執行の適正さをみる監事を選任することが適当である。学術会議からは、学術会議の組織は総会で会長を選出し業務運営に関しては会長を中心とする幹事会に委任するというボトムアップ型の性格を有しており、総会もまた、会長以下の業務執行をチェックする側面もあるのだから、法人に自律的な運営を求めるのであれば、総会もまた監事の任命に関与する仕組みが必要ではないのかという意見があった。」最終報告書 p.29

その後質問を受け次のやりとりがなされた。日比谷副会長「監事のところは、ここは7月29日の文書でお示しした5点の中で、最後に残っている項目で、今も解決しておりませんので、そこはそれぞれの立場を書いたものが適切だと思っております。」岸座長「そうしたら、5番目は二論併記を要求することではないのですね。」笹川室長「両論を書いてあるという意味では書いてあります。ただ、決裂しているから書くというよりは、こういう御意見もあるけれども、いろいろ考えて懇談会がこうだと書いていて、それを踏まえて学術会議が総会なりでどう考えるか、そういうことかなと思っていました。」

日比谷副会長「学術会議としてはこのように考えている、学術会議のスタンスはこうだったということは明確に残していただきたいと思っておりますので、意見があったがという前の部分にそれが書かれていると

理解しております。」 p.24

4. 座長まとめ p.24-25

岸座長「有識者懇談会においては、これまでも学術会議の御意見をしっかりと伺いして、丁寧に進めてきたつもりです。光石会長もこれまで議論に御参加いただき、本当にありがとうございます。先ほど、学術会議からは懇談会報告書の内容について幾つかのコメントをいただきました。発言の趣旨はよく分かりますが、この報告書案はこれまでの懇談会での議論を踏まえて、また、学術会議の主張も相当程度踏まえて作成していると考えております。また、本日出された御意見についても、取り入れるべき点については可能な限り取り入れることで、最終的には学術会議も御理解を得られるものにしていきたいと思っております。そのような前提で、最終的な文言の調整は座長にお任せいただくこととし、報告書を取りまとめたいと考えている次第です。大事なことは、政府においては懇談会報告書を踏まえて、学術会議が心配をしないでよいように、制度化に向けた作業を進めていただきたいと考えている次第です。それでは以上のような前提で、懇談会としての報告書は座長に一任いただくということによろしいでしょうか。

5. 光石会長発言 p.25-26

光石会長「会長といたしまして、一言発言いたします。日本学術会議がこの有識者懇談会において、日本学術会議の役割やこれまでの活動報告、前期に公表いたしました「より良い役割発揮に向けて」、そして、アクションプランとその取組状況などの説明を中心に、日本学術会議が果たすべき役割と機能強化の重要性を申し上げてまいりました。懇談会の委員の皆様におかれましても、これらについては御賛同いただいたものと考えております。

また、より良い役割発揮をするための機能強化であれば法人化を否定するものではないと常に申し上げてきたとおり、この有識者懇談会において、法人化の議論に関しましては、今年の7月29日の懇談会に提出いたしました文書や、「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」、「日本学術会議の会員選考に関する方針」により、ナショナルアカデミーとしてふさわしいと考える学術会議の在り方について説明申し上げてきており、この考え方の土台は変わっているものではありません。

ません。

他方で、日本学術会議が説明してきました懸念点につきましては、この懇談会の議論の過程でその趣旨を明らかにしていただくなど、今般の報告書案にも落とし込んでいただいたところもあり、お互いの理解が歩み寄る部分も見いだせたと思っております。私といたしましては、これまでワーキング・グループの先生方を含め、関係者間で議論を積み重ねてこられたことは意義があるものと受け止めております。

しかし、残念ながら、日本学術会議がこれまで主張してきた点について、完全には反映されていない部分があることははっきりと申し上げておかなければならないと思っております。岸座長におかれましては、本日の議論を踏まえて、日本学術会議の考え方についても再考いただいた上で取りまとめをお願いしたいと思っております。とはいえ、日本学術会議のより良い役割発揮をするための機能強化のための法人化を含む改革の方向性について、本懇談会の議論としてこの時点における考え方をまとめていただいたことを私としては一旦受け止め、そのような認識の下で、今月12月22日（日）に開催を予定している日本学術会議総会においても報告をいたします。

また、報告書案の記述を踏まえれば、日本学術会議の考えが反映されない結論となった部分については、今後、法制的な検討の過程でさらに検討する余地もあるように思っております。私としましては、今後、法人化を含む日本学術会議の改革についてしっかり取り組んでいくためには、改革の主体である日本学術会議としても責任を持って政府と協議していくとともに、改革の実行に当たっては、日本学術会議としても会員間で議論を尽くして決定していく必要があると考えており、総会において会員にも諮った上で、日本学術会議としての今回の改革に向けてのメッセージを発していきたいと考えております。

最後になりますが、岸座長をはじめ、懇談会委員各位の日本学術会議のさらなる発展に向けての期待と、率直に御意見をいただいたことに感謝を申し上げます。以上です。」

12月22日の臨時総会では会員の総意が示されていない以上、今後、再度臨時総会を開き会員の議論を尽くすことをまず望みたい。そして反映されていない部分（7月29日に発言された5項目）について、政府に対し毅然とした姿勢を貫いていただきたい。

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内了・野田隆三郎・大野義一郎

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に「軍学共同反対連絡会」と明記してください。

小寺 (pokopeace@gmail.com) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)